平成２５年（フ）第７４号
山口県下関市幸町17番７号
債務者　四季の味こころこと　中田　靖子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
愛媛県新居浜市若水町２丁目４番37号、前住所愛媛県新居浜市北新町12番52号
債務者　鈴木　輝美
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１２０号
福岡県うきは市吉井町千年819番地、前住所福岡県うきは市吉井町若宮311番地２
債務者　行友　富雄
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１２３号
福岡県久留米市東合川４丁目12番19号　フォレスト201号
債務者　渡邊恵利子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第６１号
福岡県田川郡川崎町大字田原243番地の４
債務者　堀田　智恵
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第２０４号
大分県別府市石垣東１丁目３番18号　ミルキーウェイセフィラⅠ―101号
債務者　衞藤　泰明
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２３８号
大分県臼杵市大字海添86番地　上田ハイツ１階Ｂ号室
債務者　河野　　成
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２３９号
大分県臼杵市大字海添86番地　上田ハイツ１階Ｂ号室
債務者　河野　未央（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２９号
宮崎県西都市大字三宅4070番地
債務者　小浦　羊子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２０４号
鹿児島県鹿児島市上福元町3393番地１　ウェンディア清和102号
債務者　上橋　　博
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２１３号
鹿児島県鹿児島市下伊敷３丁目25番25号　入舟コーポ205号
債務者　舩脇　有為
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２１８号
鹿児島県鹿児島市上荒田町８番５号　上谷アパート２Ｆ
債務者　西村　節子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２２４号
鹿児島県鹿児島市和田１丁目22番５号　和田ビル403号
債務者　山本　智子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２２５号
鹿児島県鹿児島市川上町624番地７
債務者　迫　　理恵
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２３１号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目10番20号
債務者　岡村　卓美
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２３２号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目10番20号
債務者　岡村　祐子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第６５号
鹿児島県霧島市隼人町住吉1465番地８
債務者　海江田京子（旧姓志保澤）
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係